

浜松医科大学医学部附属病院売店及び食堂等運営業務委託契約書（案）

委託者 国立大学法人浜松医科大学 理事 三沼 仁（以下「甲」という。）と受託者 一般売店等運営事業者 ○○（以下「乙」という。）、医材等売店運営事業者 ○○（以下「丙」という。）、食堂運営事業者 ○○（以下「丁」という。）【上記の記載によらず、グループのリーダーとなる運営事業者を「乙」とし、以下グループを構成する運営事業者をそれぞれ「丙」及び「丁」とする。さらに運営事業者が分かれる場合は以降の運営事業者を「戊」「己」とする。】とは、国立大学法人浜松医科大学（以下「本学」という。）の医学部附属病院売店及び食堂等運営事業（以下「本運営事業」という。）の業務委託に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（総則及び基本的な遵守事項）

第1条 甲は、本運営事業を乙丙丁にそれぞれ委託し、乙丙丁はそれぞれこれが無償で受託し、本運営事業の遂行に関し、委託料、報酬、指導料、事務手数料等の名称を問わず、いかなる対価も甲に請求しない。

2 乙丙丁は、いずれも、本契約書で定めることのほか、甲が示した業務説明書、業務条件及び自身が甲に提出した企画提案書（以下「本件企画提案書」という。）その他関係書類に基づき、本運営事業を誠実に遂行する。

3 乙丙丁は、甲が本学医学部附属病院及び大学構内における附属病院一般売店、学生売店、医材等売店、一般食堂、職員食堂、学生食堂及び飲食物等の自動販売機の連携したサービスにより、患者サービスの向上、学生及び教職員に対する福利厚生の上を求めていることを理解したうえ、特に次の基本的な事項を遵守して、本運営事業を遂行する。

（1）本運営事業の中で中核となるのは○○を運営する乙とし、○○を運営する丙及び○○を運営する丁とが一致協力し相互に補完しあいながら、一体となりかつ調和を保って営業を継続していくこと。

（2）このため、乙丙丁の3者は、乙の指導・監督の下で連携して、事業の提案や運営をしていくこと。

（3）乙は、乙丙丁を代表して、事業運営に必要な事項について甲と協議するほか、理由の如何を問わず丙又は丁が事業を終了しあるいは中止した場合には、直ちに後継の運営事業者を募集・選択して甲に提案するとともに、甲の指示に従い事業再開までの間に必要な措置を講じること。

（4）本運営事業の一部が病院という特殊な環境において行われる点に十分に配慮すること。

（契約期間及び運営期間）

第2条 契約期間は、令和 年 月 日から令和19年3月31日までとする。

2 運営期間は令和9年4月1日から令和19年3月31日までとする。

（その他の遵守事項）

第3条 乙丙丁は、関連する法令、規則等を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもって本運営事業を誠実に履行するものとする。

2 乙丙丁は、本運営事業を実施するにあたっては、良質な商品等を提供するものとする。

3 乙丙丁は、いかなる事由によっても甲の社会的信用を失墜させたり、利用者等の不利益となる行為をしてはならないものとする。

4 乙丙丁は、本運営事業を実施する際にトラブルが発生した場合は、速やかに甲に報告するとともに、自身の責任において解決を図るものとする。

5 本運営事業の遂行にあたり乙丙丁が甲の施設等又は第三者に損害を与えたときは、損害を与えたものが甲又は第三者に対して個別にその賠償の責を負うものとし、甲が紛争解決に関与しあるいは乙丙丁に代わり賠償の責に任じた場合には、甲はこれに要した費用及びこれに関連して被った損害を、乙丙丁のうち賠償の責めに任じる者に請求できる。ただし、損害を与えた施設等を原状に回復したときは、この限りでない。なお、乙丙丁あるいはそのうちの複数の者が、共同して甲の施設等又は第三者に損害を与えた場合には、これらの者が連帯して甲又は第三者に対して上記の責任を負担する。

6 本運営事業の遂行に際し必要があるときは、甲は乙丙丁に対して、その進捗状況等について報告を求めることができ、その際には、乙丙丁は口頭又は書面にて、遅滞なく甲に報告しなければならない。

7 本運営事業の遂行に支障を生じるおそれのある事態の発生を乙丙丁が知った場合、その旨をただちに甲に報告し、甲の指示に従い事態の解決に努めるほか、甲と今後の対応方針について協議する。

8 乙丙丁は、甲の承認を受けずに本運営事業の全部又は一部を中止しあるいは停止してはならない。

9 甲は、契約期間中に必要と判断した場合に、乙丙丁の業務内容や売上等について中間検査を実施することができ、乙丙丁は調査に必要な資料等を甲に提供し協力するものとする。

(事業年度)

第4条 本契約における事業年度は、4月1日を開始日とし、3月31日をもって終了日とする。

(販売手数料)

第5条 乙丙丁は、本運営事業の事業ごとの売上に、乙丙丁の提案割合を乗じて得た金額を販売手数料として甲に毎月支払うものとする。

2 乙丙丁は、毎月の売上を業務売上報告書により、会計課に翌月15日までに報告するものとする。

3 甲は、第2項に規定された報告書を基に販売手数料を計算し、請求書を発行し乙丙丁に送付する。

(経費の負担区分)

第6条 乙丙丁は、販売手数料、光熱水費及び使用物件の維持保存のための通常必要とする経費のほか、清掃、防虫、防鼠、消毒等の衛生管理、ごみ処理にかかる経費等、本運営事業にかかるすべての経費及び契約終了時の原状回復にかかるすべての経費を負担するものとする。

2 販売手数料、光熱水費については、本学が発行する請求書により、当該請求書に定める支払期限までに支払わなければならない。なお、振込手数料については、乙の負担とする。

3 本運営事業にかかる経費負担の詳細は、甲が示した業務条件のとおりとする。

4 契約期間中に改修工事が必要となる場合は、工事内容及び費用区分について本学と協議のうえ定めることとする。

(施設等の貸与等)

第7条 乙丙丁は、一般売店等（以下「施設等」という。）を無償で甲から借り受けるため、甲宛に土地建物使用申請を行い、承認を得た後、不動産使用許可を受けるものとする。

2 乙丙丁は、施設等の全部又は一部を第三者に貸与し又は利用させ、若しくは第1条に規定する本運営事業以外の用に供してはならないものとする。

3 乙丙丁は、第1項に規定する施設等以外の施設等を一時使用するときは、あらかじめ書面をもって甲の承認を得なければならない。

4 乙丙丁は、甲の貸与する施設等を変更しようとするときは、あらかじめ文書をもって甲の承認を受けなければならないものとする。

5 乙丙丁は、甲の承認を得て、サービス事業の実施に必要な設備等を乙丙丁の負担において設置できるものとする。

(秘密保持、資料等の返却)

第8条 甲及び乙丙丁は、契約期間中において知り得た互いの業務上の秘密（患者や病院関係者に関する情報を含む。）について、契約期間内はもとより、契約期間終了後もこれを第三者に漏洩してはならないものとする。

2 乙丙丁は、本運営事業のために甲から資料や機器等を貸与された場合には、本運営事業以外の用途に使用してはならず、善良なる管理者の注意義務をもって、使用・保管・管理する。

3 乙丙丁は、貸与された資料や機器等が不要となった場合、本契約が終了した場合、または甲から要請された場合には、貸与された資料や機器等を速やかに甲に返却する。

(契約の解除等)

第9条 甲は、乙丙丁に本契約に違背する事実があったと認めたときは、本契約の解除又は契約の一部を変更できるものとする。

2 甲は、乙丙丁にサービス事業を継続させることが困難と判断される重大な信用失墜行為又は経営上の問題があると認められた場合には本契約の解除又は契約の一部を変更できるものとする。

- 3 甲が必要と判断したときは、アンケート調査等を実施し、運営事業に対する評価を実施できるものとする。その評価結果が著しく不評と判断されるときは、甲は事業内容の改善に関する協議または要求あるいは契約の解除ができるものとする。
- 4 甲は、乙丙丁が己の責に帰すべき事由により契約の解除を申し出たときは、本契約を解除できるものとする。
- 5 甲は、第7条第1項に規定する施設等の利用を必要とすることとなったときは、乙丙丁と誠意をもって協議のうえ、本契約の解除又は契約の一部を変更できるものとする。
- 6 甲は、次の各号に該当する事由が生じたときは、この契約を解除することができる。
 - 一 暴力団員を業務を統括する者又は従事者として使用している場合。
 - 二 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している場合。
 - 三 暴力団又は暴力団関係者を再委託先とした場合。
 - 四 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させている場合
- 7 乙丙丁は、前6項の規定により契約の解除又は契約の一部変更があった場合、甲に対して異議の申し立て、営業権の補償等の損害賠償その他一切の請求を行使することができないものとする。
- 8 本条第1項から第6項の事由による場合を除き、契約の解除を行うとき又は甲若しくは乙丙丁が事業の終了を望むときは、終了の6ヶ月前までに相手方に通知し、契約の解除に関しての協議を行うものとする。ただし、双方が合意した場合を除く。
- 9 乙丙丁が本契約を解除しようとするときは、乙の責において新たな運営事業者を甲に提案するものとする。
- 10 乙丙丁が本契約書において規定する義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として甲に支払わなければならないものとする。なお、損害賠償額については、甲と乙丙丁において協議のうえ定めるものとする。
(契約期間満了後の施設等の引渡等)
- 第10条 乙丙丁は、第2条の規定により契約期間が満了したとき又は前条の規定により契約が解除となったときは、乙丙丁の負担において、甲と乙丙丁の協議により決定する期日までに施設等を原状に回復して返還しなければならないものとする。ただし、甲が特に承認したときは、この限りではない。
- 2 乙丙丁が原状回復の義務を履行しないときは、甲は乙丙丁の負担においてこれを行うことができるものとする。この場合、乙丙丁は甲に異議を申し立てることはできないものとする。
- 3 乙丙丁は、事業撤退の際には次期運営事業者への引継ぎに協力しなければならないものとする。

(業務内容の詳細)

- 第11条 乙丙丁が行う業務の詳細については、本業務の公募を行った際に作成された業

務説明書、業務条件及び本件企画提案書等による。なお、業務内容等を変更する必要がある場合は甲乙丙丁協議のうえ業務内容を変更することができる。

(所轄裁判所)

第12条 この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人浜松医科大学所在地を管轄区域とする静岡地方裁判所浜松支部とする。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項について、定める必要が生じた場合は、甲乙丙丁協議してこれを定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書4通を作成し、各自が記名押印のうえ、それぞれがその1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 静岡県浜松市中央区半田山一丁目20番1号
国立大学法人浜松医科大学
理 事 三 沼 仁

乙 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役

丙 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役

丁 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役